

寒川町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月7日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第2号

寒川町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

寒川町消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年寒川町規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長が欠けたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、これを再任することができる。

第9条第2項中「取扱い」の次に「(審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。)」を加える。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員相互の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員長である者の任期は、この規則による改正後の寒川町消防本部消防職員委員会に関する規則第3条第2項の規定にかかわらず、施行日から

起算して1年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。